

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、プラスチック製品の製造業務に従事していた。

請求人によれば、入社当初から同僚の先輩から文句等を言われ続け、平成〇年〇月〇日に新たに課長が就任して以降、同課長からも嫌がらせを受けるようになり、食欲不振、不眠、倦怠感等の症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の有無及び発病時期について労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は平成〇年〇月下旬頃 ICD-10 診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の申述及び本件の経緯等に鑑みて、専門部会の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定している。当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の出来事についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事について」

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人らは、DとEが請求人に対し、「仕事が遅い」、「社員の価値がない」、

「ロボットの方がまし」などと発言したことなどが本件疾病を発病するに至る大きな要因となった旨主張する。

しかしながら、一件記録からは、D及びEが請求人の人格や人間性を否定するような発言を行ったと認めるに足る資料は見当たらないこと、また、F工場長が、「請求人がDやEから叱られていたことは確かにあった。工場のなかにも危険があるため、安全面に関して強く注意していたことは事実であり、私は、あくまで指導の範囲と考えている。」旨述べていること、さらに、他の職場関係者もF工場長の上記申述とほぼ同様の認識で一致していることなどを踏まえると、D及びEは、請求人の人格を否定する発言をしたとまでは認められないが、請求人がルールを守らない等のミスをした際に強く叱責をした事実があると認めるのが相当である。そこで、当該出来事を認定基準別表1に当てはめると、当審査会としても、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるも、その心理的負荷の総合評価は、決定書理由第2の2の（2）の（イ）のaに説示するとおり、「中」であると判断する。

また、請求人が、平成〇年〇月頃、Gが退職したことにより、頼りにする人間がいなくなったと述べていることについては、決定書理由第2の2の（2）の（イ）のbに説示するとおりであり、当審査会としても、当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「理解してくれていた人の異動があった」に該当し、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

（4）したがって、当審査会としても請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。